

○白井市附属機関条例

平成24年12月28日

条例第24号

改正 平成25年3月22日条例第13号

平成25年7月1日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第3条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長を置かない附属機関にあつては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(委員の委嘱等)

第4条 委員は、市長（教育委員会の所管に属する附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。）が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(専門委員等)

第5条 前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員（以下「専門委員等」という。）を置くことができる。

2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。  
（会議）

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取）

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（白井市情報公開・個人情報保護審査会の特例）

第8条 白井市情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）は、不服申立てに係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）第2条第1号に規定する実施機関及び白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、不服申立てのあった処分に係る情報（白井市情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。）又は自己情報（白井市個人情報保護条例第13条第1項に規定する自己の個人情報をいう。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、提示された情報の公開又は自己情報の開示を求めることができない。

2 諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあった場合には、これを拒んではならない。

3 審査会は、不服申立てに係る事件に関し、必要な調査をすることができる。  
（白井市交通安全対策会議の特例）

第9条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市交通安全対策会議の会長は、市長をもって充てる。

(白井市都市計画審議会の特例)

第10条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市都市計画審議会の会長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第8条から第10条までの規定及び別表の規定（同表市長の項白井市庁舎建設等検討委員会の目に係る部分を除く。）並びに附則第2項から第4項までの規定は、平成25年4月1日から施行する。

(白井市青少年問題協議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 白井市青少年問題協議会条例（昭和38年条例第13号）
- (2) 白井市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第27号）
- (3) 白井市交通安全対策会議条例（昭和46年条例第14号）
- (4) 白井市史編さん委員会条例（昭和53年条例第11号）
- (5) 白井市住居表示審議会条例（昭和53年条例第23号）
- (6) 白井市総合計画審議会条例（昭和55年条例第22号）
- (7) 白井市予防接種健康被害調査委員会設置条例（昭和57年条例第24号）
- (8) 白井市都市計画審議会条例（平成3年条例第9号）
- (9) 白井市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成13年条例第16号）
- (10) 白井市指定管理者選定審査会条例（平成17年条例第15号）
- (11) 白井市上下水道事業審議会条例（平成19年条例第16号）

(経過措置)

3 第1項ただし書に規定する別表の規定の施行の際、前項各号に掲げる条例により設置されている附属機関は、当該条例の廃止にかかわらず、この条例の規定により設置された同一の名称の附属機関となり同一性をもって存続するもの

とする。

- 4 第1項ただし書に規定する別表の規定の施行の際現に設置されている機関で別表に掲げる附属機関と同一の名称であるものの委員の職にある者は、それぞれこの条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、当該委員の残任期間とする。

附 則（平成25年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第24号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）抜粋

	<p>白井市次世代育成支援対策地域協議会</p>	<p>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく白井市次世代育成支援地域行動計画の策定、推進等に関する事項について調査審議すること。</p>	<p>会長 副会長 委員</p>	<p>(1) 保健医療関係者 (2) 児童福祉関係者 (3) 教育機関の職員 (4) 子育て支援事業に従事する者 (5) 市民</p>	<p>20人以内</p>	<p>2年</p>
	<p>白井市子ども・子育て会議</p>	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</p>	<p>会長 副会長 委員</p>	<p>(1) 保健医療関係者 (2) 児童福祉関係者 (3) 教育機関の職員 (4) 地域子ども・子育て支援事業に従事する者 (5) 市民</p>	<p>20人以内</p>	<p>3年</p>